

平成29年度第2回宇佐市総合教育会議 会議録

日 時：平成30年2月6日（火）14：30～

場 所：宇佐市役所本庁3F 第二応接室

出席者：

【委員】

市長部局	是永市長
教育委員会	竹内教育長
	松永教育長職務代理者
	河野委員
	秋吉委員
	佐藤委員

【関係課】

教育委員会	学校教育課	川島課長
	社会教育課	佐藤課長
	図書館	出口館長
	学校給食課	吉武課長

【事務局】

総務課	久保課長
	渡邊
教育総務課	若山教育次長（兼教育総務課長）
	向主幹（総括）

○久保課長

皆さん、こんにちは。総務課長の久保でございます。ただ今から、平成29年度第2回宇佐市総合教育会議を始めさせていただきます。開会にあたり皆さんにご了承をいただきたい点がございます。総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、個人の秘密を保つため必要がある場合及び会議の公正が害される場合等を除きまして、原則公開と規定されておりますので、傍聴者が見える場合がございます。また、会議録についても公開となっておりますので、よろしく願いいたします。それでは初めに、是永市長からごあいさつを申し上げます。市長よろしく願いいたします。

○是永市長

皆さんこんにちは。市長の是永でございます。本日は、平成29年度第2回宇佐市総合教育会議を招集いたしましたところ、委員の皆様には、大変お忙しい中、また、お寒い中

ご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、平成30年度の当初予算についてであります。現在、3月の宇佐市議会定例会への提案に向けて最終調整をしているところであります。それには教育委員会関係の重要施策の予算も含まれているわけですが、全ての予算について議会のご承認をいただき、来年度も教育委員会との連携を図りながら教育行政のソフト、ハードの両面にわたり、効果的かつ効率的な予算執行に努めてまいりたいと考えています。本日の総合教育会議の協議・調整事項につきましては、「平成30年度教育委員会の基本方針等について」であります。この基本方針は、「宇佐市教育振興基本計画」に基づき、毎年度の教育分野の方向性を示し、教育の一層の充実を図るものであります。また、平成30年度の基本方針は竹内教育長の就任後初めて策定されるものであります。これまで教育委員会において実施されてきた施策などを踏まえつつ、更に発展・充実したものを策定いただけるよう、この総合教育会議の協議・調整事項が意義のあるものになればと考えております。委員の皆さんには、本日の会議がより有意義なものとなりますようご理解とご協力をお願い申し上げまして、冒頭に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○久保課長

早速ですが、次第に従い協議・調整事項に移ります。ここからの進行は、宇佐市総合教育会議設置要綱第4条第1項の規定に基づき、市長が議長として進めていただきます。よろしくをお願いいたします。

○是永市長

それでは協議・調整事項に入ります。本日の議題は「平成30年度教育委員会の基本方針等について」であります。協議内容を鑑み、教育委員会の各課長に同席をいただいておりますので、よろしく申し上げます。具体的な内容について、教育委員会から説明をお願いします。

○若山次長

こんにちは、教育次長の若山でございます。協議・調整事項の平成30年度教育委員会の基本方針等について、ご説明をさせていただきます。

市長のご挨拶の中にもありましたが、「宇佐市教育振興基本計画」がこの総合教育会議において「宇佐市教育行政の大綱」に承認され、この「教育大綱」に沿って、生涯にわたって共に学びあえる学習機会の充実に向け取り組んでいるところです。資料1をご覧ください。本計画は、「宇佐市が目指す教育」を実現していくための「3つのビジョン」と「10の取組の方向」さらには、その取組み方向に基づいた「30の重点施策」で構成されています。この「宇佐市教育振興基本計画」に基づき策定してまいります平成30年度教育委員会の基本方針（案）である「資料3」をご覧ください。重点施策や事業等これまでの方針を踏まえつつ、平成30年度に取り組む新規事業や拡充事業、変更した事業について加筆・修正し作成したものです。加筆・修正したものは赤書きでお示ししており、さらにそれをまとめたものが「資料2」となっています。私のほうから、その「資料2」に沿って赤書

きの部分を中心に説明させていただきます。

まず、1ページのはじめについては、新制度となったために教育委員の前に教育長と言う語句を入れたところです。次に、2ページをお開きください。この資料のつくりとしましては、一番左に項目、次に30年度の内容、その右に比較のための29年度の内容を記載しています。それぞれ、(新)という表示は新しい事業や内容を明文化し追加したもの、その他は、事業等の取組内容が変わったものや文言、表現等を変更したものです。重点項目、事業計画欄の項目にある番号は別紙1の一番右側の「30の重点施策」の番号に対応しています。

それでは、課毎に説明してまいります。2ページ、教育総務課の関係ですが、課としての重点施策については、教育委員会の活性化、空調設備及びプール施設の整備、トイレの洋式化を掲げています。主な変更点では基本方針について、11月の第3日曜日の「うさ教育・家庭・読書の日」の取り組みが、昨年度で取組目標の5年間を経過し一定の成果を上げることができ、講演会等の取り組みを行わないため「削除」といたしました。しかし、教育総務課の重点目標としての取組として、引き続き教育委員会便り等での市民への啓発を行うとしたところです。3ページ目の事業計画については変更した指標等を示しており、重点施策4「学校施設・設備の充実」、12奨学制度による支援については、指標を変更し、前年度同様引き続き支援を行ってまいります。また、4ページの学校施設整備係では、重点施策3「安全・安心な学校づくり」と4「学校施設・設備の充実」について、重複事業の削除や指標等の変更を行ったものです。

次に、5ページをお開き下さい。学校教育課関係ですが、課の重点施策として、「管理職を中心とした学校組織体制の再構築」、「中学校の授業改善・学力向上」、「『耐える力・継続する力・継承する力』の育成」、「地域・保護者と共につくる学校」を掲げています。重点目標についての変更はなく、事業計画について、学習指導要領にある内容、6ページの上段や8ページの中段、あるいは教職員として取り組むべき内容、7ページの中段及び他の事業計画へと移行したもの、8ページの上段、そういったものについては削除し、分かり易く事業を統合し実施するとしたものがあります。また、新規事業として7ページ下段の部活動指導員の配置やスクール・サポート・スタッフの配置、8ページ中段のコミュニティ・スクールの導入による地域とともにある学校づくりに取り組みを挙げています。さらに指標等の変更についても赤書きで表示しています。

次に9ページをお開き下さい。学校給食課関係ですが、基本方針の変更として、平成29年度より実施した宇佐学校給食センターでのアレルギー対応食について、南部給食センターと合わせ引き続いての実施としています。また、重点目標の8学校給食の充実についての欄には、平成30年度より給食費徴収方法を口座振替に変更することやそれに関連した取り組みを挙げております。

次に11ページをお願いします。社会教育課関係ですが、課としての重点施策については、地域「協育力」向上支援の充実、資料館及び遺構群の整備、文化財の整備と活用を掲げています。生涯学習係では、特に、重点施策14生涯学習活動機会の拡充の旧宇佐地域のパソコン教室については、情報統計課の取組と重複しているため削除としました。地域教育係については12ページにありますように引き続いての取り組みを挙げています。ま

た、20家庭教育支援の充実については、うさ教育・家庭・読書の日の推進を「家庭の日」の推進の取組みの一環として加えています。その他、語句の修正や指標の変更などとなっているところです。次に12ページ下段からは平和ミュージアム準備室関係となります。平和ミュージアム（仮称）開館に向け、建設準備委員会、プロジェクトチーム会議等を引き続き開催する中で、年度計画に沿って新しく取り組む事業やこれまでの取組みを含めた形での目標や指標を変更するものを赤書きで示しています。主なものとしては、13ページ事業計画の23資料館の整備について、造成工事の完了に伴い、平成30年度は②の建築工事、③の展示業務委託を計画しています。また、14ページには新規事業計画として24遺構群の整備について、フィールドミュージアム設計、専用ホームページの開設及び空が繋ぐまち・ひとづくり交流事業を予定しているところです。次に15ページからは文化財の目標等の変更箇所を説明します。事業計画欄をご覧ください。26文化財の調査と保護については、天然記念物宇佐神宮社叢緊急調査事業が完了となっています。また、27文化財の整備と活用については、15ページ下段の県指定有形文化財八幡鳥居保存修理事業の完了と16ページ中段の文化財周辺で繁茂する竹を伐採して景観保全を実施する事業の中止を受けて変更となっています。同ページに新規事業計画として国庫補助事業で行う重要文化財善光寺本堂保存整備事業と史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定事業も掲げており、その他、語句の修正や指標の変更などとなっているところです。さらに、それらを加味して重点目標の修正も行っているところです。

最後に17ページからの図書館についてですが、重点施策として、「第三次宇佐市子ども読書活動推進計画」の策定、第20回を迎える「横光利一俳句大会」事業は国民文化祭参加行事として実施、宇佐学顕彰事業「大井憲太郎」のマンガ本の刊行と顕彰事業、老朽化した空調・照明など設備の改修や図書館システムの更新について挙げています。それら重点施策を踏まえ、重点目標の15の図書館サービスの充実や16読書活動の推進について具体的に挙げております。また、18ページの事業計画の変更については、図書館資料と施設機能の有効活用として2階の渡綱記念ギャラリーでの各種企画展を開催展示に取り組むギャラリー展示を新しく挙げています。その他指標等の変更を示しているところです。

以上で私からの説明を終わります。

○是永市長

ただいま教育委員会から説明がありましたが、委員の皆さんからご意見、ご質問等はないでしょうか。

○松永委員

講演会の終了についてですが、この5年間、様々な方の講演があり、聞かれた方は色々な収穫があったのではないかと思います。この、うさ教育・家庭・読書の日については、これからも継続していくわけでありませうけれども、何年かに一度でも講演会という形で残していただきたいと思います。大人であれば色々な研修会などで著名な方の話を聞く機会が多いのですけれども、小中高の子どもたちには、そういう機会がないので、また、一番影響のある年齢でもありますので、できれば毎年とは言いませんけれども、子どもたちの

感性を豊かにするという意味でできないかと思いました。

○是永市長

ありがとうございました。何かございましたらお願いします。

○若山次長

3年計画で取組みを始めましたが、市民からの要望等も多く、5年に延ばした経過もあり、一区切りとさせていただきます。先程説明させていただいたとおり、今後は各課で取組みを進めていくという部分でございます。委員がおっしゃられたとおり、講演会に向けては教育委員会が一体となって取り組めたということもありますし、予算等の関係もありますので、関係部局との協議が整えば、是非そういった取組みも忘れずに、今後、協議をしていきたいと思っております。

○是永市長

私の方から少し補足をさせていただきますけれども、平成30年度は、国民文化祭、六郷満山1300年キャンペーン事業など非常に大きな事業が目白押しになっております。10月、11月は、毎週何か行っているという状態で、仮にうさ教育・家庭・読書の日の講演会を継続するとなると、ちょうどそのタイミングとなります。例えば、横光利一の俳句大会も20周年を迎えますので、そういった企画もあり、色々な方をお呼びできるのではないかとということ、もう一点は、三和酒類さんが「子どもたちの未来を応援する特別講演会」を行っていますが、最初は古田選手、今年は宮本選手を呼んだりして、その時期には、趣旨は色々なものがありますが、そういった機会の確保という観点からすると、他のものでも十分確保されるのではないかと感じております。ただ松永委員が言われたように機会があれば検討をしていただけたと思います。

○秋吉委員

宇佐市にもそういう方が来て話をしてくれると子どもたちにとっても非常に自信にもつながるのではないかと思います。12ページの宇佐空の郷の開館についてですけれども、事務局に聞きましたら、予想を上回る利用があり、それから住民の反応も非常に良いということでした。これからの平和ミュージアムのいいスタートが切れたのではないかと思います。さらに平和ミュージアムの建設については、平和の大切さと命の尊さの思いを持って更に取り組んでいただきたいと思いますし、それを子どもたちが利用する場面をたくさん作れるということは、大変ありがたいと思っております。

○是永市長

ありがとうございました。以上のところで何かありましたらお願いします。

○社会教育課長

昨年の4月21日に開館したわけでありましてけれども、入館者数につきましては、一番

多かった月で1, 654名、少ない月で600から800名であります。この1月までの約10か月で1万人を超える来館者がありました。施設では6次産品と航空関連の書籍を販売しておりまして、その販売額につきましても、多い月では14万円を超える月があり、これまでで80万円くらいの売り上げがあります。また、遺構整備につきましても、平成30年度から本格的な遺構整備を始めますので、それが実施されて行きますと積極的に関西・関東方面を含めて、旅行社などにもPR活動に行く予定にしています。

○佐藤委員

15ページの文化財係の2の重点項目の関係ですが、いわゆる特別天然記念物のオオサンショウウオの関係でございますが、宇佐市で長く調査研究していただきまして今日まで続いていることにつきましては、感謝申し上げたいと思います。一昨年は、きちんとした本格的な構想を練った報告書ができ、その後本格的に取り組むわけでございますが、その中で現状を変更する場合は、文化財保護法が適用されているために文化庁の事前の許可があるということで、これをスムーズにするため平成30年度は権限移譲に取り組むようになっていますが、是非ともこれを着実に進めていただきたい。同時に懸念するのが昨年の夏の北部九州豪雨のような災害です。豪雨によっては、大きな岩とか樹木が破壊されることが重々心配されます。そういった意味で一点は、すぐに対応できるように権限移譲を早く確実に進めていただきたい。同時に保護管理計画の中にもいわゆる保護施設的なものを考えてみてはということが謳われています。南院内全域が一応生息地として区域指定されていますが、他のところでも高並とか安心院でも発見されていますので、将来的には区域変更や区域拡大をする必要があるのではないかということ、それと大きな災害が起こった時に仮に宇佐市のものが全滅するようなことがあれば、それこそ危惧でありますので、そういった観点から学習施設であり、観光施設であり、交流施設の機能を持ったオオサンショウウオの保護を念頭に置いた施設構想について、広島のアサ動物園で繁殖施設と保護施設が作られていますので、そういったところも参考にしながら、具体的に是非議論を深めていただければと思います。

○是永市長

貴重なご意見をありがとうございます。

○社会教育課長

オオサンショウウオに関する権限移譲につきましては、平成28年度に保存管理計画書ができあがりました。今年度中に管理のための計画を新たに策定しますが、これは平成28年度の保存管理計画書の概要版のようなもので、これを文化庁に認めてもらうことで権限委譲が可能となるということになります。権限移譲がなされた場合は、宇佐市が現状変更の行為に対して許可ができるということになります。そうすると宇佐市の都合のいいように許可をしてしまうことにもなりかねませんので、外部の審議委員を置き必ず審議をしてもらうことになります。国が現状変更の許可を出すとすると、文化庁は月に1回しか会議を開きませんので、場合によっては2か月、3か月先ということにもなります。ですか

ら、そういった文化財保護と開発計画をスムーズに進めるためにも権限移譲は非常に大切なことになってきます。それと先般ニュースにも出ておりましたが、岡山の生息地で中国オオサンショウウオとの交雑種が見つかったということでした。京都の生息地についても以前から中国オオサンショウウオとの交雑が問題となっておりますが、それが岡山まで伸びて危機的な状況になってまいりました。西日本には広島や島根、九州には宇佐の駅館川の上流に自然な状態で生息していますが、交雑等が起こらないためにも、また仮に起こった時に純粋に駅館側流域の遺伝子を引き継いだオオサンショウウオを残していくためにも、委員が言われたような保護施設・飼育施設があるといいのではないかと考えていますが、市としては国と十分協議していかないと実施は難しいと思います。ご承知のとおりオオサンショウウオは、院内の道の駅に展示をしております。もう少し大きい水槽があれば、2頭、3頭と飼育ができるのかもしれませんが、現状では難しいと考えております。

○竹内教育長

オオサンショウウオは特別天然記念物です。まずは保護が大事であるということでありますので、佐藤委員がおっしゃった保護のための範囲の拡大はいいことだと思います。しかし、一方で明らかに住んでいないだろうという範囲まで網をかけている現状もあります。もし地域の中でどういう範囲が適切かを検討するならば、そういう面からも併せて検討が必要だろうと思います。それから特別天然記念物は大変素晴らしいものでありますので、できるだけ利用はして行きたいです。一足飛びに施設建設というのはなかなか難しいところもありますが、ソフト的な部分での利用は考えられます。私が知っている範囲では、岡山県真庭市でオオサンショウウオのセンター的な施設がありますので、オオサンショウウオを活用した勉強の方法にはどういったものが考えられるか教えてもらえるとっております。

○是永市長

私の方からも少し補足したいと思いますが、数年前に津房川水系でかなり大きなオオサンショウウオが発見されました。ちょうど世界農業遺産に登録をされた日か、その翌日だったと思いますが、世界農業遺産の認定をお祝いしたかのように、70、80センチあるオオサンショウウオが出てきました。そこで南院内の岡地区以外に津房川にも生体しているところがあるのではないかという想像が成り立つのですが、今あの辺りは、すっぽんの内水面漁業が盛んな地域ですので、そこに保護の網を入れることは現実的には厳しいものがあるのではないかと思います。したがって、保護と開発の両立を図るという考え方をしっかり持つておかないと現実的な対応が難しいのではないかと思います。それは文化庁や地域の皆さんのいい知恵を出していただいてご検討いただければと思います。

○社会教育課長

先程の質問の補足ですが、権限移譲のスケジュールについてですが、今年度の末に文化庁と協議するようしておりますので、平成30年度に権限移譲されるように今後事務を進めていくように考えています。

○是永市長

その他ございませんでしょうか。無いようでしたら、1点目はこの程度に止めたいと思います。2点目は、意見交換となっています。今日の議題にかかわらず広く全般にご意見がありましたらお願いします。

○竹内教育長

学校運営協議会について来年度から取り組もうと考えているところですので、簡潔に説明をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○是永市長

よろしくお願いします。

○学校教育課長

コミュニティ・スクールの導入による「地域とともにある学校づくり」ではありますが、これまでは、学校と地域との関係は、「地域に開かれた学校づくり」ということで、交流を図ってきました。これからは、地域とともにある学校教育にすることで、地域と保護者と学校とが様々な課題について共有する体制を作るために、現在の学校評議員制度を拡大、充実する方向で来年度から全ての小学校・中学校にこのコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度を取り入れて行きたいと考えています。まずは、学校評議員制度の評議員を学校運営協議会委員として受け入れていただきながら、学校を取り巻く課題、特に大きな長時間勤務の課題等も話題の一つに入れていただければと考えております。

○是永市長

ありがとうございました。コミュニティ・スクールについて説明がありましたが、ご意見はありますでしょうか。

○秋吉委員

今までは開かれた学校づくりということで学校も地域の力を借りながらやってきましたが、私は、宇佐市は色々な地域の方々が学校に入って力を貸していただいていると捉えていますし、そのように聞いています。しかし、お互いがそれをはっきりと子どものためにやっているのだという目的化、それから具体的に、定例に、きちんとできているかの総括などができていないことが多いのではないかと思います。今の時代の変化の中で学校だけではやっていけないので、話し合いをしながら取組みを進める、問題はみんなで考える、学校が地域の人にお願ひするなどみんなで考えることだと思いました。かつて、私は学校が荒れた時に保護者の方に学校に来てください、子どもにかかわってくださいとお願ひをしたことを思い出しました。そういう面では、もっといいやり方があるのではないかと思います。

○河野委員

コミュニティ・スクールがうまく行けば、子どもを育てる中で学校と保護者と地域とがうまく連携していけると思いますが、最初のスタートが行政や先生の主導で始めると、後々押し付け合いになりかねないと思います。例えば保護者を交えて説明をするなどしないと違った方向に行くかもしれないという懸念を感じます。

○是永市長

貴重なご意見をありがとうございました。何かありましたらお願いします。

○学校教育課長

お手元の資料の7ページをご覧ください。地域とともにある学校の運営に欠かせない三つの機能ということで、コミュニティ・スクールは、熟議を行い、協働し、マネジメントをしていくということでもあります。今の評議員制度が、「熟議」については、宇佐市はある程度できているけれどもまだここにあるような熟議ではなく、共通理解といえる程度のものであります。「協働」については、地域と学校は貸借りの関係は確かにありますけれども、何らかの形で一緒に動ける形はできている。マネジメントについては、学校が中心ではありながらも色々な部分で学校と協働しながら、地域の特色ある取組み、学校の取組みを作り出そうとする機運もあります。今の制度でも熟議、協働、マネジメントもある程度できていますけれども、まだ十分ではないということで、学校評議員制度をこのコミュニティ・スクールという制度に乗せて更に熟議を中心としながら、マネジメントの力をつけて行くというところに取り組んでいきたいと思っています。そのためにも各学校長にマネジメントと学校運営協議会の進め方等の研修をしなければいけないと考えています。

○是永市長

ありがとうございました。なかなか新制度を導入する時には、皆さんが趣旨や目的について共通の認識を持たないと河野委員がおっしゃったとおりでと思います。導入に当たっては共通の理解、認識の下にスタートできるようお願いをしたいと思います。

その他ございませんでしょうか。

○佐藤委員

いわゆる教職員の長時間勤務が全国で大きな課題となっています。先生方も地域の人から期待されればされるほど、それに応えて地域の行事などに取り組んでいます。一定の成果を出しながら宇佐の場合も評価されています。安心院と院内地域は、安心院高校の存続という課題が残っています。それに向けて20数年間小中高一貫教育で連携支援校が多くの方々の力で進められてきました。平成27年から研究開発学校についての取組みをしましたが、それに向けて小学校や中学校の先生方は本当に頑張っていて、中間報告がありました。地域未来化という形に沿った小学校や中学校の取組み、非常に評価される内容でした。それはふるさと教育としては評価されるのですが、教職員の長時間労働については、住民の皆さんの期待に応えて動くことは大事なことです。同時にふるさと教育という問

題も絡み合わせると、先生方に相当の負担になっているのではないかと不安もあります。働き方改革で先生方の勤務を縮小となると本業である授業や生活指導が残り、それ以外のふるさと教育的なものが削減され、今まで進められてきたふるさと教育が低迷するのではないかと懸念があります。働き方改革は進めてほしいのですが、ふるさと教育との両立ができないかという議論を深める必要があるのではないかと思います。特に安心院高校存続のために、定員確保については、旧宇佐地域の中学校には昨年20名をお願いしてようやく達成したわけですが、そういった意味で安心院高校の存続のために、引き続き旧宇佐地域の中学校先生方にもご協力願いたいと思います。

○是永市長

委員の皆さんからご意見があればお願いします。

○松永委員

部活動に携わる先生方は、土日とかも子どもたちの指導に携わっていただいております。部活動にも両極端あると思います。全国大会に出てくる子どもたちは、ものすごく練習を重ね、指導している先生方も学校の授業と同等につき込んで指導されている方も多いのではないかと思います。例えば、指導されている先生には、専門でなく時間を取られると思う先生や、一方で名物先生といいますか、この種目でこの先生がいればものすごく力になるというような先生もいます。時間を取られてストレスになる先生と、部活動に携わることで活性化する先生がいると思います。それについて学校教育課長から聞いてみたいと思います。

○是永市長

来年度予算に部活動指導員、スクールサポートスタッフを配置するための経費を盛り込もうとしていますので、その辺りを含めてコメントをお願いします。

○学校教育課長

中学校の教職員の一番の長時間勤務の原因は、全国の調査からも部活動ということが明らかになっています。部活動の課題の方向性を出すことにより、先生方の本来の仕事に向かう時間の確保、子どもたちと向き合う時間の確保ということは図られるだろうと思います。松永委員がおっしゃったようにスポーツによっては、先生、地域、保護者、生徒との思いが一致するスポーツもありますし、一方で小学校からしてきたものを中学校で切るわけにはいかないのです。中学校が地域におけるスポーツの担い手として受けざるを得ないところもあります。市教委としましては、来年度教職員の時間の確保、また働き方改革の一つとして、「部活動指導員」、「スクールサポートスタッフ」の配置を計画しております。これで解決とはなりません。第一歩を踏み出すという点では意義のあるものと思います。課題は多いと思いますが、この部活動の問題については、国も県もルールを決めて、平日は1日休みを持つとか、土日のどちらかは休みにするとか、第3日曜日は必ず休みにするとかいう大きなルールを作っており、市もこのルールを守るようにしております。し

かし、まだまだ課題も多いですので、一つずつ事業等を通じて進めていきたいと考えております。

○是永市長

スクールサポートスタッフについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長

スクールサポートスタッフには色々な考え方があります。勤務時間内のサポートを行います。小学校には空き時間がない先生方もたくさんいますので、この部分は大いに意義があると思いますが、中学校の先生方は教科授業の関係で5時までの時間に空き時間はあるわけですから中学校にはスクールサポートスタッフよりも部活動の方に力を入れていかなければならないと思います。小学校にはスクールサポートスタッフの有用性があるのかなと認識しています。

○是永市長

ありがとうございました。教職員の多忙化が全国的にクローズアップされている中で、国も部活動指導員やスクールサポートスタッフなど国や県を挙げてこういった対策をとっています。こういった制度を最大限有効活用できればいいと思います。

○竹内教育長

部活動の話であれば、地域の中にも色々な考えを持った方がいるわけですが、倒れる寸前まで部活動をやる必要はないという人がいる一方、うちの地域は昔からこのスポーツが盛んだから特に力を入れてやってほしいという人もいます。先程から出てきているコミュニティ・スクールでそういう議論を行っていけば、いいわけです。その中で「教員の充てられる時間は全体として上限を超えています。どうしましょうか」という話をして、地域の中で共有できればいいと思っております。それから教員の負担の軽減についてですが、国の方でも、この年末に「学校における働き方改革に関する緊急対策」が発表されております。その中では、学校にかなり多くの仕事が集まっているけれども、基本的には学校以外が担うべき仕事、学校の仕事けれども教員のものではない仕事、教員の仕事けれども軽減が図れる仕事もあるということを示しております。宇佐市の実態に合った軽減策を見つけていくことが、今後の取組みであります。

○是永市長

貴重なご意見やご要望をいただきありがとうございました。平成30年度教育委員会の基本方針等についてということでもございましたけれども、皆さんからいただいた意見を勘案しながら、教育委員会の方は実施していただきたいと思っております。基本方針等についてはこのような方向でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○竹内教育長

その他で、現状をご説明したい点ございますがよろしいですか。

○是永市長

お願いします。

○社会教育課長

ただいま配布しました資料で説明させていただきます。現在文科省で文化財保護法及び地方教育行政の組織の運営に関する法律の一部改正が進められております。内容につきましては、地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため都道府県に文化財保護活用大綱（仮称）を策定して、市町村が作成する文化財保存活用地域計画及び文化財の所有者が作成する重要文化財等の保存活用計画の文化庁長官による認定及びこれらの計画に基づく現状変更の許可等の特例等について定めるとともに、条例によって地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務の管理等の措置を講ずるといような内容でございます。簡単に言うと、市町村が、文化財活用の地域計画を策定して、それを文化庁長官に認めてもらい、それに基づいて文化財保護行政を進めて行く。また、重要文化財等の所有者が、保存活用計画を策定し、それを文化庁長官に認めてもらい、それに基づいて保存、修理、活用を行うといような内容です。現状では、例えば宇佐神宮、善光寺など色々な重要文化財の所有者がいますけれども、どこかがいたんだ、雨漏りがしているなどの事案が発生して県や国に相談し補助事業に乗せたとしても1年2年が経過します。そうではなく、あらかじめ文化財所有者や市町村が色々な協議会を作る中で、保存や活用に関する計画を作り、これを文化庁長官に認めてもらい、その計画に基づいて保存、整備、活用を行ってくださいという内容でございます。資料に趣旨や概要が書いておりますが、概要の1の文化財保護法の一部改正については、(1)地域における文化財の総合的な保存活用、(2)個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直しとなっております。(1)の②ですけれども、市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画を作成し、国の認定を申請できるとなっていますが、その認定がなければ補助事業を受けにくいということではないかと推測をしております。それから計画の作成に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織することができるとなっております。その協議会のメンバーとしては、市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要なもので構成するとなっております。(2)の個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直しについては、国指定等の文化財所有者又は管理団体は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できるとなっています。これも先程の説明のとおり、これもきちんとした計画を作りなさいといようなことだろうと思います。それから(3)の地方における文化財保護行政に係る制度の見直しについては、これは条例を定めることによって地方公共団体の長が文化財保護の事務を担当できるようにするとい内容で、その場合は、地方文化財保護審議会を必置とする

となっております。現在のところ法律の改正がスタートするのは来年の4月と聞いております。

○竹内教育長

宇佐市には、国宝があり、また先程のオオサンショウウオ、宇佐神宮の社叢、整備中であります法鏡寺廃寺跡などもございます。色々なものがある宇佐市においては、取り組む意味も大きいと感じています。現状ではこれから法律案を提出して通常国会内で成立させたいということです。ここにある総合的な計画も一から作るわけではなく、おそらくは、既にある色々な個別の文化財の計画を束ねるような形になるとすれば、効率的であろうと思っています。

○是永市長

ありがとうございました。委員の皆さんから何かございますか。

○是永市長

文化財については、保存するという切り口とそれを活用するという切り口があると思います。どちらかというとな保存に軸足があり、活用面においては保存との関わりでなかなか活用することのハードルが高かったのではないかという気がします。その辺りをうまく調和させる作業が改正案の根底ではなかろうかと感じます。法律案が正式に固まったらこの場でもご協議いただければと思います。

○是永市長

それでは以上で協議・調整事項を終わらせていただきたいと思います。進行を事務局にお返しします。

○久保総務課長

長時間に亘りありがとうございました。次回は定期開催として、本年10月を目途に「平成30年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告（平成29年度対象）について」を協議・調整事項の議題として開催したいと考えていますので、よろしく願い申し上げます。以上をもちまして平成29年度第2回宇佐市総合教育会議を終了いたします。

以 上